



福井労働局発表
平成28年2月26日(金)

【照会先】

福井労働局職業安定部職業安定課

課長 毛利 告

課長補佐 森下 歩

電話 0776-26-8609 (内線 5202)

報道関係者 各位

坂井市と福井労働局との雇用対策協定の締結について

このたび、坂井市（坂本^{のりお}憲男市長）と福井労働局（加藤^{しげお}滋穂局長）は、「坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる人口減少及び雇用問題に係る諸施策の他、国と市が行う雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に実施することにより、地域振興、活力あるまちづくり及び地域住民の雇用の安定等を目指して、県内では8例目となる「雇用対策協定」を締結することとなりました。

つきましては、雇用対策協定の締結式を下記のとおり執り行いますので、ご案内します。

記

- 1 日時 平成28年3月4日(金) 14時～
- 2 場所 坂井市多目的研修施設2F 円卓会議室
- 3 出席者 市長、産業経済部長、労働局長、労働局職業安定部長、労働局職業安定部職業安定課長、三国公共職業安定所長 等
- 4 その他 協定内容等詳細は別添のとおり

◎記者提供資料

【表題】

坂井市と福井労働局との雇用対策協定の締結について

【目的】

坂井市と厚生労働省福井労働局が、相互に密に連携して、「坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる人口減少及び雇用問題に係る諸施策の他、国と市が行う雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に実施することにより、地域振興、活力のあるまちづくり及び地域住民の雇用の安定等を目的としています。

【協定の主な内容】

- 1 「坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる人口減少及び雇用問題に対応するため、主に「U・Iターン就職の促進」及び「若年者の就職促進や女性の活躍支援」等の取組みを坂井市と福井労働局が総合的、効果的かつ一体的に推進します。
- 2 具体的な取組み内容等については、坂井市と福井労働局で組織する運営協議会で協議・策定します。
- 3 施策の推進にあたっては、その円滑な推進に向け、相互が必要な人員や経費等の確保に努めるほか、相互に必要な要請を行えることとしています。

【協定のメリット】

- 1 地域の雇用問題について、国と自治体が連携・協力して取り組む課題が整理でき、共通認識を持つことができること。
- 2 上記の課題に対して、国と自治体がそれぞれ責任を持って取り組む事項や連携して取り組む事項を明確にして、各種の対策を一体的に実施することができること。
- 3 協定で定めた事項を達成するために、国と自治体で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みをつくり、実務的な連携を強化できること。
- 4 協定の締結により、労働局・ハローワークの業務に自治体の意向が反映され、これまで以上に密な連携を図れること。

【協定締結状況】

全国では、平成28年1月末現在、59自治体（25都道府県、31市、3町）と全国の各労働局が雇用対策協定を締結しています。

また、福井県内の自治体では、8例目（勝山市、福井県、大野市、越前町、福井市、鯖江市及び越前市が締結済）となります。